

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第2号

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の216.25」に、「100分の237.5」を「100分の236.25」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和33年茅ヶ崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の180」を「100分の178.75」に改め、同項第2号中「100分の185」を「100分の183.75」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年茅ヶ崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。